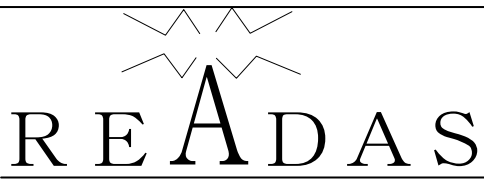


第 5879 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2018年)平成30年 1月22日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 源泉所得税 納期の特例

Q：源泉所得税の納期の特例とは、どういう制度ですか？

A：源泉所得税を年2回にまとめて納付することができる制度です。

【解説】

「納期の特例」とは、給与等の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者に限り、給与等や退職手当等、一定の報酬等から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を、次のように年2回にまとめて納付することができる制度です。

(※)この場合の常時10人未満かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定することとなっています。日々雇い入れる者を含めると平常10人以上になる場合は、適用できません。

源泉徴収日	納付期限
1月分から6月分	7月10日
7月分から12月分	翌年1月20日(休日のときは翌営業日)

ただし、この制度の適用を受けるには、所轄の税務署長宛に「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出して、承認を受けなければなりません。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、翌年1月10日ですので、間違いのないようにしてください。

